

株式会社 三原美装社 行動計画（第3回）

社員が仕事と家庭を両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2018年12月 1日～2023年11月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：2020年3月までに年次有給休暇の所得日数を一人当たり年間5日以上とする。

<対策>

- 2019年 6月～ 全社員対象とした研修の実施
- 2019年 3月までに計画的な取得に向けた研修会を実施

目標2：三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除をすること。

<対策>

- 2019年 6月～ 三歳以上の子を養育する労働者全員を対象とした講習会の実施

目標3：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施をする。

<対策>

- 2019年 6月～ 出産や子育てによる退職者がある場合には再雇用制度が有る旨の説明をする。

目標4：所定外労働の削減に努める。

<対策>

- 2019年 6月～ 所定外労働の削減をするために機械の導入などの措置をとる。